

理事及び監事等に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人 山百合会（以下「法人」という。）の理事、監事（以下「役員等」という。）、評議員が会務のため、理事会、評議員会等（以下「会議等」という。）に出席した場合に、支給する報酬等の支給方法を定めるものである。
ただし、役員等が法人の常勤職員を兼務する場合は、この限りでない。

(報酬等の定義)

第2条 前条の報酬等とは役員等の交通費、及び報酬をいう。

(報酬等の金額)

第3条 交通費の支給方法は、原則として報酬に含まれるものとする。ただし、特に遠距離からの場合、法人は実費を支給することができる。

2. 会議等の出席者については、1日につき、5,000円の報酬を支給する。
3. 上記報酬等の支給方法は、会議等出席時に現金で支給する。

(交通費の計算)

第4条 前条第1項ただし書による交通費の実費計算は、あらかじめ法人へ旅費内訳報告書を提出し、その金額については承認を受けるものとする。ただし、臨時のものについては、実行後速やかに旅費内訳報告書を法人へ提出するものとする。

(その他の会議及び出張)

第5条 その他の法人の事業についても、本基準を準用する。

2. 本会の事業でない場合も、法人が会務のためと判断した場合は、本基準を準用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より施行する。